

令和5年11月通常議会

施設常任委員会所管事務調査

第2次大津市景観計画案作成について (景観計画原案の報告)

令和5年12月14日

都市計画部 都市計画課

目次

1. 第2次大津市景観計画原案について	3
2. ワークショップの実施について	28
3. 今後のスケジュールについて	29



1. 第2次大津市景観計画原案について

(1) 第2次大津市景観計画策定のポイント

効果 ①

届出制度の運用等により、景観形成基準が定着し、良好な建築物・建造物が普及

課題 ①

難しい専門用語を用いた複雑な構成としており、目指すべき景観像を共有しにくい。



誰にとっても分かりやすい・伝わる計画

全体の構成を改め、写真やイラストを多用して、「誰にとっても分かりやすい・伝わる計画」とする。

地域毎の方針等がわかりやすい計画

現行景観計画の届出区分に配慮しながら、細分化されすぎた景観の区分を統一して再編するとともに地域毎の景観形成方針に関する部分の構成を変え、わかりやすい計画に改める。

効果 ②

本市全体の景観に対する満足度が向上

課題 ②

びわこ東海道景観基本計画や歴史的風致維持向上計画など新たな取組が反映できていない。



重点的な景観誘導（歴史的風致維持向上計画との整合）

重点的に景観形成に取り組むエリアとして、堅田、坂本、大津百町に景観重点地区を設定する。



広域的な景観誘導（びわこ東海道景観基本計画との整合）

草津市側から本市を眺める対岸重要眺望点を新たに設定する。



景観形成の推進方策の明示

景観形成の主体と役割を示し、推進方策を明示する。

1. 第2次大津市景観計画原案について

(2) 第2次大津市景観計画原案の目次構成

【現行】景観計画	第2次景観計画原案	
前文 第1章 景観計画の区域	序章 大津市の景観づくり	1 第2次大津市景観計画策定の背景と目的 2 計画の位置付け 3 景観づくりの基本的な考え方 4 景観づくりの基本方針 5 大津市景観計画の区域
第2章 景観計画の区域における良好な景観形成に関する方針	第1章 大津市の景観特性	1 第2次大津市景観計画の活用方法 2 大津市の景観特性と区分
第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	第2章 地域地区ごとの景観形成方針と行為の制限等に関する事項	1 地域地区ごとの景観形成に関する方針 2 景観軸における景観形成に関する方針 3 都心景観路における景観形成に関する方針 4 景観エリアごとの行為の制限等に関する事項
	第3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項	1 景観重点地区について 2 堅田景観重点地区 3 坂本景観重点地区 4 大津百町景観重点地区
	第4章 眺望景観保全地域等における景観形成方針と行為の制限に関する事項	1 眺望景観保全地域等における景観形成に関する方針 2 眺望景観保全地域等における行為の制限に関する事項
第4章 景観重要建造物の指定の方針 第5章 景観重要建造物の指定の方針	第5章 景観法に基づくその他の個別方針等	1 広域景観連携における景観形成に関する方針 2 景観重要建造物の指定等の方針 3 景観重要樹木の指定等の方針 4 公共施設の景観整備に関する方針 5 屋外広告物の景観形成に関する方針
	第6章 景観づくりの推進方策	1 景観と景観づくり 2 景観づくりの主体と役割 3 市民・事業者による景観づくり 4 行政が取り組む景観づくり 5 景観づくりによるSDGsの推進

令和5年
9月12日
施設常任委員会
にて報告済

令和5年
12月14日
施設常任委員会
にて報告

1. 第2次大津市景観計画原案について

(3) 旧計画における重点的な景観形成に関する取組方針

【課題】

主要なJR駅周辺や湖岸部などを中心に、高層マンション等の建築が増加。高層マンション等は、市の発展や人口増加の受け皿として寄与してきた反面、琵琶湖や比叡・比良の山並みへの眺望の妨げになっていた。また、歴史的な面影を残す、まち並みなどの調和を損ねたりする要因の一つになっていた。

重要眺望点及び眺望景観保全地域の設置

大津市景観計画において、7箇所の眺望景観保全地域を定め、それぞれの地域について景観形成の基準を規定

また、大津を特徴づける山稜と琵琶湖の水面により構成される自然の大景観や、自然と歴史が一体となって構成される景観の中で特に優れていると考えられる景観を望み、多くの市民が親しみ、かつ集まる場所を「重要眺望点（8箇所）」として設定

重要眺望点から眺望景観保全地域を望む景観についてシミュレーションを行い、景観形成基準に適合しているかの評価を求める。

【課題】

景観法に基づく届出では、絶対高さを抑えることは困難

良好な景観形成を目的とした高度地区の変更

【課題】

昭和59年より、「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づき、滋賀県が推進してきた琵琶湖における広域的な景観形成の継承

琵琶湖景観形成地域及び琵琶湖景観形成特別地区における規制誘導

湖岸軸（水辺景観区、水辺景観特別地区）の設置

風景条例で規定していた景観類型（大）のうち湖沼景観について、大津市景観計画において、湖岸軸として継承

景観類型（小）のうち山岳湖岸景観→山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観→ヨシ原樹林景観区、砂浜樹林景観→砂浜樹林景観区、集落湖岸景観→集落水辺景観区、市街地湖岸景観→市街地水辺景観区として規定し、対象範囲、景観形成方針、届出対象及び規制基準などを継承

他の景観区と比較して、小規模な行為について届出対象としており、実質的に湖岸部分を重点地区として取り扱っている。

また、風景条例に基づく景観影響調査を「北部湖岸地域の景観シミュレーション」として継承している。

1. 第2次大津市景観計画原案について

(4) 重点的な景観形成に関する改定の方針

重要眺望点及び眺望景観保全地域

- 旧計画における重要眺望点の数及び位置
- 旧計画における眺望景観保全地域の範囲
- 旧計画における眺望景観保全地域における景観形成に関する方針
- 旧計画における眺望景観保全地域における行為の制限に関する事項



重要眺望点及び眺望景観保全地域

- 旧計画を継承

びわこ東海道景観基本計画の反映

- びわこ東海道景観基本計画における対岸眺望ポイント
(③矢走帰帆島及び④烏丸半島)
- びわこ東海道景観基本計画における対岸景観形成の方針



対岸重要眺望点及び対岸眺望景観保全地域

- 対岸重要眺望点 (①烏丸半島及び②矢橋帰帆島) を新設
- 対岸重要眺望点 (①烏丸半島) に対して、
(1) 堅田・雄琴対岸眺望景観保全地域を新設
- 対岸重要眺望点 (②矢橋帰帆島) に対して、
(2) 大津都心対岸眺望景観保全地域を新設
- 対岸眺望景観保全地域における景観形成に関する方針を新設
- 対岸眺望景観保全地域における行為の制限に関する事項を新設

湖岸軸 (水辺景観区、水辺景観特別地区)

- 旧計画における湖岸軸の範囲
- 旧計画における湖岸軸における景観形成に関する方針
- 旧計画における湖岸軸行為の制限に関する事項



湖岸軸

- 旧計画を継承
- ※水辺景観区→水辺景観エリア、水辺景観特別地区→水辺景観特別エリアに名称変更

大津市歴史的風致維持向上計画の反映

- 堅田重点地域
- 坂本重点地域
- 大津百町重点地域



景観重点地区

- 堅田景観重点地区を新設
- 坂本景観重点地区を新設
- 大津百町景観重点地区を新設

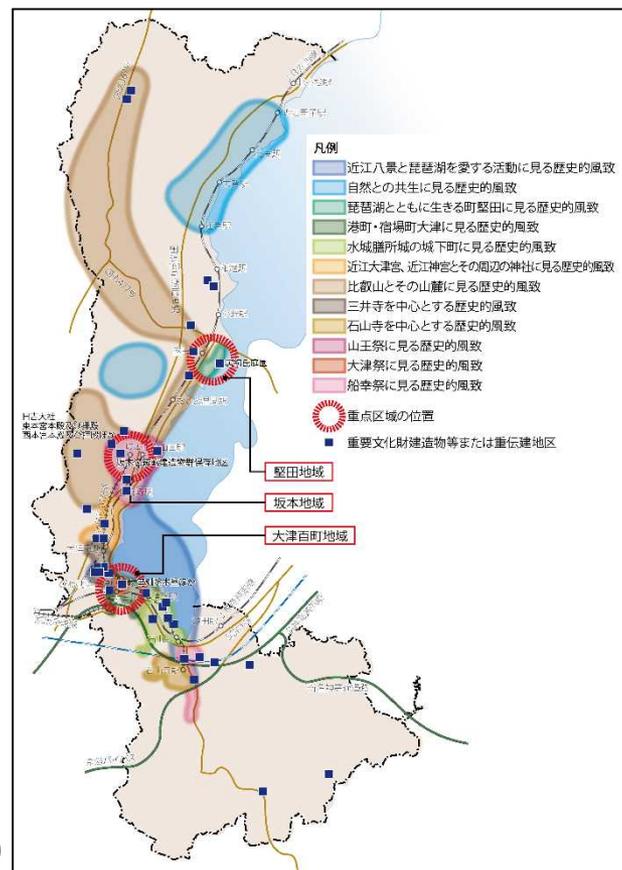
1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

1 景観重点地区について

計画書P3章-1

- ・景観計画区域のうち、特に景観上重要な地域を景観重点地区に指定する。
- ・これまでも地域住民と行政の協働により地域で育まれてきた特性を活かした景観づくりに取り組んでいる「堅田地域」「坂本地域」「大津百町地域」を指定する。
- ・上記3地域については『大津市歴史的風致維持向上計画』の重点区域に指定しており、範囲も重点区域の指定範囲を基本とする。



大津市歴史的風致維持向上計画より

1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

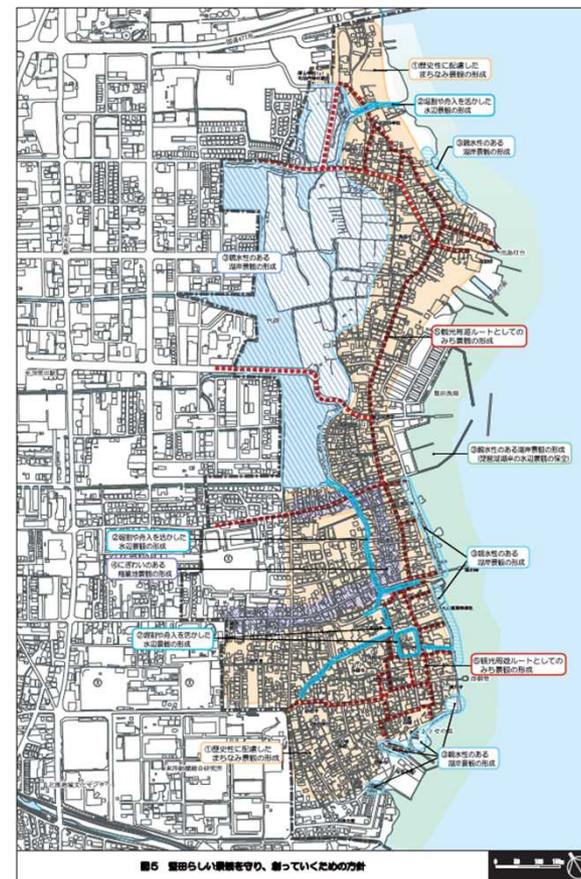
2 堅田景観重点地区

計画書P3章-1～3章-13

- ・「大津市歴史的風致維持向上計画」の堅田重点区域の指定範囲を基本としつつ、「景観形成実施計画～堅田地区」の計画対象区域と整合を図る。

「景観形成実施計画～堅田地区」

- ・堅田地区の湖岸の旧市街地（北は国道477号、西は内湖、南は本堅田1丁目付近）を対象としている。
- ・区域内には「落雁の道地区景観協定」及び「出島灯台のまち景観協定」の区域が含まれている。



「景観形成実施計画～堅田地区」より

1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

2 堅田景観重点地区

計画書P3章-1～3章-13

- ・景観協定の区域とともに、浮御堂や出島灯台、伊豆神社など数多くの歴史的資産が点在するまちなみ、堅田内湖を含む範囲を一体的に設定する。
- ・歴史的風致維持向上計画の重点区域に内湖周辺の区域を加え、県道高島大津線への取り付け道路を除外した範囲を区域に設定する。



大津市歴史的風致維持向上計画



景観計画「堅田景観重点地区」

1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

2 堅田景観重点地区

計画書P3章-1～3章-13

堅田景観重点地区は浮御堂をはじめとして、数多くの社寺や古いまちなみなどの歴史的資産が残される地区である。また、堅田内湖周辺は、内湖と周辺のまちなみとが一体となった特徴的な景観を形成している。そこで、地域の有する歴史文化資産を保全するとともに、それらを活かした落ち着いたある歴史的まちなみ景観を形成する。

- ・社寺などの歴史文化資産を保全、活用しつつ、琵琶湖岸に沿って古くから形成されている歴史的まちなみ景観を形成する。
- ・堅田内湖や琵琶湖の湖岸周辺においては、歴史性と水辺を生かしたうるおいと落ち着いたあるまちなみ景観を形成する。
- ・商業地域においては、歴史とにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・比良の山並みを背景とし、琵琶湖に面する歴史的まちなみにより構成される、浮御堂からの眺望景観を保全する。
- ・屋外広告物の大きさやデザインは歴史的まちなみに調和したものとする。



1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

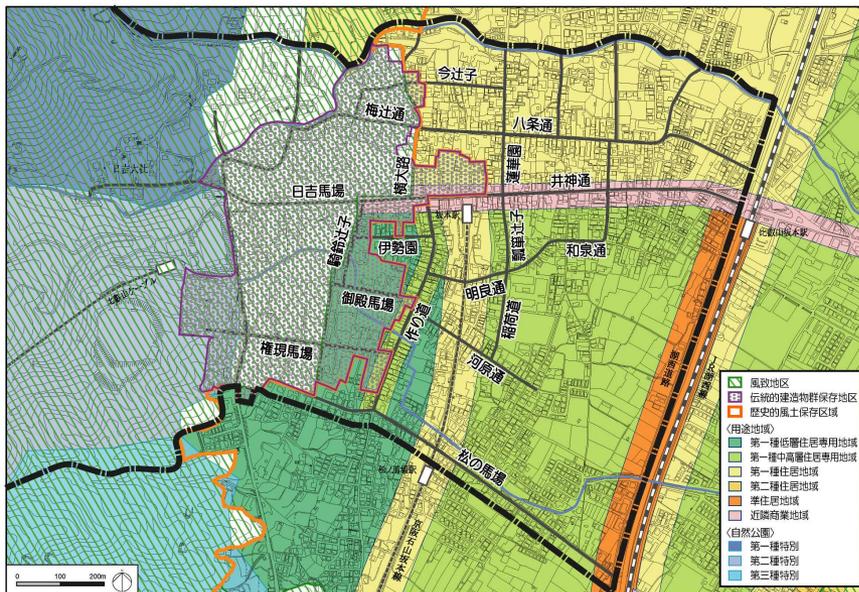
3 坂本景観重点地区

計画書P3章-15～3章-26

- ・「大津市歴史的風致維持向上計画」の坂本重点区域の指定範囲を基本としつつ、「景観形成実施計画～坂本地区」の計画対象区域と整合を図る。

「景観形成実施計画～坂本地区」

- ・比叡山延暦寺の里坊と日吉大社及びその門前に古くから広がる街並みを中心とし、北は大宮川、東は湖西道路、南は松の馬場までを対象区域としている。
- ・区域内には伝統的建造物群保存地区、歴史的風土保存区域があり、区域内の市街化調整区域は風致地区に指定されている。
- ・区域内には「坂本四丁目南町地区」、「県道比叡山線沿道地区」、「坂本明良通り地区」の3つの地区計画区域がある。



「景観形成実施計画～坂本地区」より

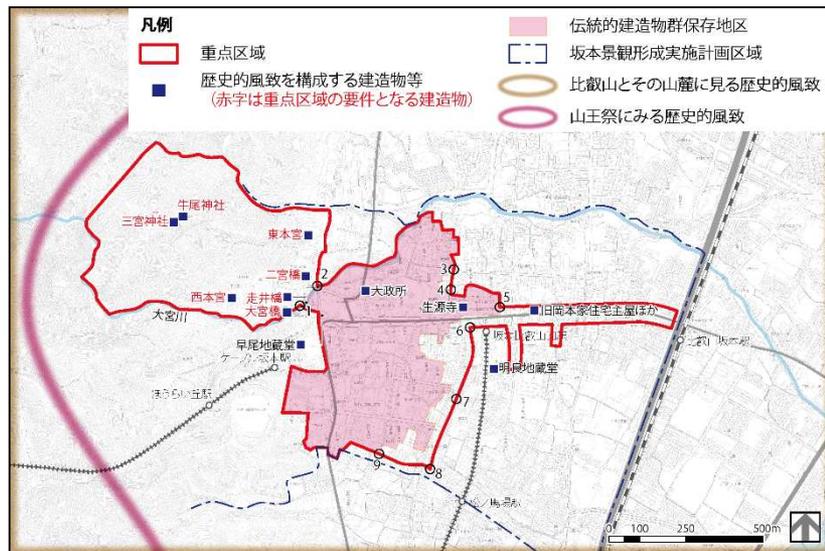
1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

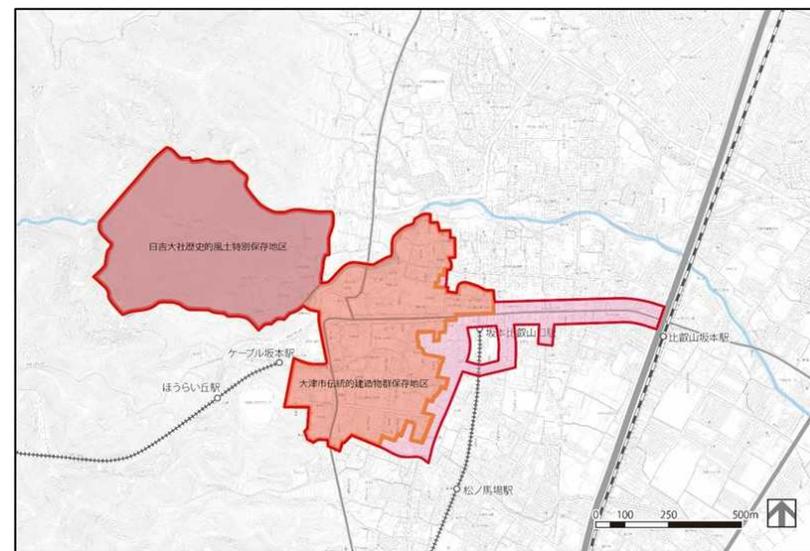
3 坂本景観重点地区

計画書P3章-15～3章-26

- ・区域内の地区計画区域、伝統的建造物群保存地区、歴史的風土特別保存地区を含んだ範囲を一体的に設定する。
- ・歴史的風致維持向上計画の重点区域に、「坂本明良通り地区地区計画」の区域を追加した範囲を区域とする。



大津市歴史的風致維持向上計画



景観計画「坂本景観重点地区」

1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

3 坂本景観重点地区

計画書P3章-15～3章-26

坂本景観重点地区は、比叡山延暦寺の里坊と日吉大社およびその門前に古くから広がるまちなみと、その背後の比叡山が一体となって古都大津を代表する歴史的風土を形成している。歴史と自然が一体となった歴史的風土を保全するとともに、歴史性を活かしたにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。

- 山麓部の日吉大社と歴史的まちなみと背後の比叡山が一体となって形成する歴史的風土を保全します。
- 伝統的建造物群保存地区内外の里坊群については、穴太衆積みの格調ある土塀などをめぐらせた特徴ある里坊景観を保全します。
- 低層住宅地においては、周辺の自然景観と調和しつつ、地域の歴史性を活かした優れたまちなみ景観を形成します。
- 日吉大社参道の沿道地域においては、歴史的まちなみ景観を保全するとともに、歴史性を活かしたにぎわいのあるまちなみ景観を形成します。
- 屋外広告物の大きさやデザインは歴史的まちなみに調和したものとします。



1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

4 大津百町景観重点地区

計画書P3章-27～3章-38

大津百町景観重点地区は、歴史的なまちなみと、都市的なまちなみが共存する地域であり、歴史性を活かしつつ、大津市の玄関口として、都心にふさわしいにぎわいと風格のある都市景観を形成する。

- ・歴史文化資産や町家建築を多く残す地域においては、歴史的建造物を保全、活用した商業施設や歴史的景観に調和した中低層の商業施設などの立地を誘導し、歴史性を活かしたにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
- ・商店街においては、各商店街の歴史性を活かしつつ、にぎわいのあるまちなみ景観を形成する。また、まちなみと調和した屋外広告物により、親しみやすく活気あるまちなみ景観を形成する。
- ・住宅の多く集まる地域においては、歴史を活かした快適な都市居住の場となる落ち着いた住宅地景観を形成する。
- ・旧東海道沿道においては、歴史文化資産や町家建築を保全、活用したにぎわいのある歴史的なまちなみ景観を形成する。また、屋外広告物の大きさやデザインは歴史的まちなみに調和したものとする。

1. 第2次大津市景観計画原案について

(5) 3章 景観重点地区における景観形成方針と行為の制限に関する事項

4 大津百町景観重点地区

計画書P3章-27～3章-38

- ・地区内の主要な道路の沿道においては、大津祭の曳山巡行に似合う落ち着いた沿道景観を形成する。
- ・地区内の主要な幹線道路（中央大通り・百石町通り・大津駅前から新松屋通り・電車道）の沿道においては、本市の中心市街地の活力や賑わいととも、風格と落ち着きが感じられるまちなみ景観を形成します。また、まちなみと調和した屋外広告物により、親しみやすく活気あるまちなみ景観を形成する。
- ・中央大通り、百石町通り、電車道については、道路から琵琶湖や山並みへの見通し景観を確保するとともに、敷地内において目で見て感じられる緑の量を確保し、琵琶湖と山並みへの連続性を向上させる。



1. 第2次大津市景観計画原案について

(6) 4章 眺望景観保全地域等における景観形成方針と行為の制限に関する事項

1 眺望景観保全地域等における景観形成に関する方針

計画書P4章-1～4章-2

- ・旧計画を踏襲し、7つの眺望景観保全地域及び8つの重要眺望点を規定する。
- ・びわこ東海道景観基本計画と整合を図るよう、2つの対岸眺望景観保全地域及び2つの対岸重要眺望点を新設する。
- ・眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域について、対応する重要眺望点や対岸重要眺望点と合わせて一覧表にすることで、見やすい構成とする。

眺望景観保全地域	重要眺望点
① 北部湖岸眺望景観保全地域	(建築行為などの場所ごとに眺望点を定める)
② 堅田眺望景観保全地域	・浮御堂
③ 雄琴眺望景観保全地域	
④ 園城寺門前・大津京都心眺望景観保全地域	・大津港 ・大津湖岸なぎさ公園(打出の森) ・園城寺観音堂(展望所)
⑤ 大津都心眺望景観保全地域	・柳が崎(びわ湖大津館) ・名神高速道路(大津S. A.)
⑥ 旧東海道沿道眺望景観保全地域	・瀬田湖岸緑地(琵琶湖漕艇場)
⑦ 瀬田唐橋眺望景観保全地域	・唐橋公園

対岸眺望景観保全地域	対岸重要眺望点
① 堅田・雄琴対岸眺望景観保全地域	・烏丸半島(草津市)
② 大津都心対岸眺望景観保全地域	・矢橋舟帆島(草津市)

1. 第2次大津市景観計画原案について

(6) 4章 眺望景観保全地域等における景観形成方針と行為の制限に関する事項

1 眺望景観保全地域における景観形成に関する方針

計画書P4章-3～4章-7

- 7つの眺望景観保全地域及び8つの重要眺望点を規定しており、位置や範囲、景観形成に関する方針などについては、旧計画を踏襲する。
- 各眺望景観保全地域について文章で景観形成に関する方針を記述するとともに、眺望点からの写真を掲載し、イメージしやすいものとする。

④ 園城寺門前・大津京都市眺望景観保全地域

◇大津港、大津湖畔なぎさ公園からの眺望
 前面の琵琶湖の水面、背後の大比叡から長等山に連なる山並みなどの自然景観と、湖岸部の近代的なまちなみ景観とが融和した大津固有の景観を保全します。



◇園城寺観音堂（展望所）からの眺望
 大津の重要な歴史文化資産である園城寺から、琵琶湖の水面を背景とした旧北国街道沿道の家並みを俯瞰する景観を保全します。

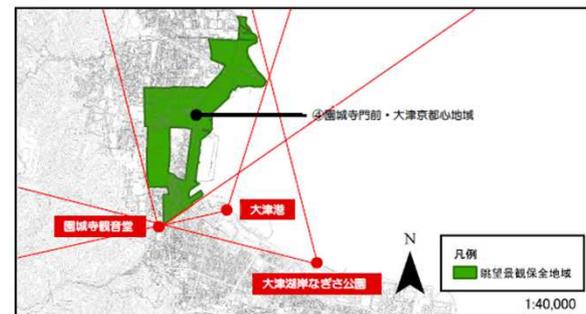


図30 園城寺門前・大津京都市眺望景観保全地域

眺望景観保全地域

1. 第2次大津市景観計画原案について

(6) 4章 眺望景観保全地域等における景観形成方針と行為の制限に関する事項

1 対岸眺望景観保全地域における景観形成に関する方針

計画書P4章-8～4章-9

- ・びわこ東海道景観基本計画と整合を図るよう、2つの対岸眺望景観保全地域及び2つの対岸重要眺望点を新設する。
- ・各対岸眺望景観保全地域について、文章で景観形成に関する方針を記述するとともに、眺望点からの写真を掲載し、イメージしやすいものとする。

対岸眺望景観保全地域

(2) 対岸眺望景観保全地域における景観形成に関する方針

① 堅田・雄琴対岸眺望景観保全地域

雄大な青空と琵琶湖の湖面、さらに琵琶湖越しに連なる比良の山並みなどの自然景観で構成される景観、及び湖岸緑地、またその背後の大比叡の山並みが創り出す水と緑の大景観を保全します。

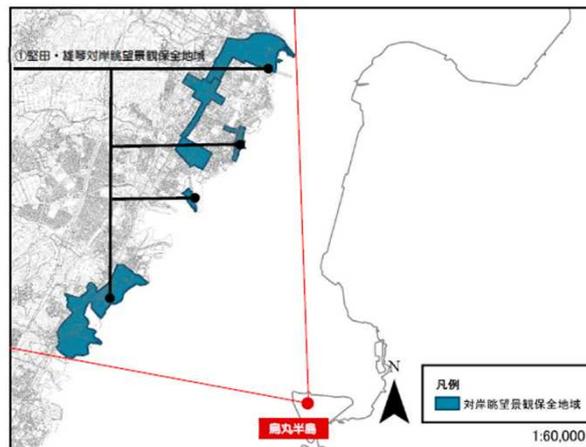


図 34 堅田対岸眺望景観保全地域/雄琴対岸眺望景観保全地域

② 大津都心対岸眺望景観保全地域

琵琶湖の水面や背後の大比叡から長等山に連なる山並みなどの自然景観と、湖岸に広がるなぎさ公園及び近代的なまちなみ景観とが融合した大津固有の景観を保全します。

また、湖岸部の近代的な都市景観と、琵琶湖の水面や背後の百羽山系の山並みなどの自然景観とが、調和した風格ある大津固有の景観を保全・創出します。

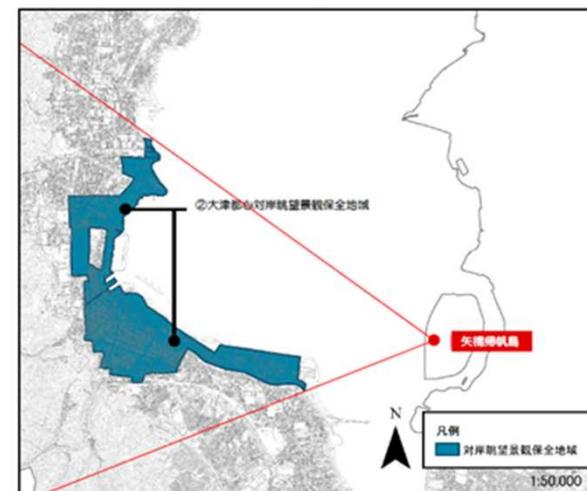


図 4-8 大津都心対岸眺望景観保全地域

1. 第2次大津市景観計画原案について

(6) 4章 眺望景観保全地域等における景観形成方針と行為の制限に関する事項

びわこ東海道景観基本計画における対岸眺望ポイントと対岸景観形成の方針

対岸景観形成の目標 魅力ある対岸景観を未来に継承するよう、これから両市が目指す対岸景観形成の目標を次のように定めます。

目標

湖国の暮らしと一体となった対岸景観を守り、より魅力ある景観を創造する

関連ページ
計画書
P4章-8～
4章-9

対岸景観形成の目標像 対岸眺望ポイントからの見え方など、対岸景観形成の目標像を次のように示します。

① 唐崎神社からの眺望



歴史を肌で感じることが
できる松越しに見える雄大
な琵琶湖と、対岸の山並み
を守り、より魅力ある景観を
創造していきます。

③ 矢橋帰帆島からの眺望



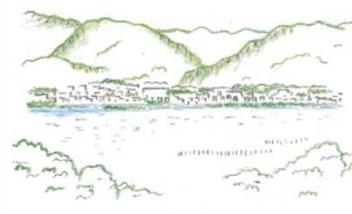
広がりある琵琶湖や比
叡の山並みなど、美しい自
然景観を守り、これらと調
和の取れた魅力ある都市
景観を創造していきます。

② びわ湖大津館からの眺望



目の前に広がる琵琶湖と対
岸の平野や山並みを守り、湖
面の船やヨットなど、アクティ
ビティを楽しむ人びととのにぎわ
いが溶け込む、開放感あふれ
る景観を創造していきます。

④ 烏丸半島からの眺望



四季折々に多彩な表情
を見せ、圧倒的な存在感を
示す背景の比良と比叡の
山並みを守り、より魅力あ
る景観を創造していきます。

対岸重要
眺望点
・
対岸眺望
景観
保全地域

1. 第2次大津市景観計画原案について

(6) 4章 眺望景観保全地域等における景観形成方針と行為の制限に関する事項

びわこ東海道景観基本計画における対岸眺望ポイントと対岸景観形成の方針

関連ページ
計画書P4章-8～4章-9

対岸景観形成の方針

対岸眺望ポイントを活かした、対岸景観の保全、創造の方針を次のように定めます。

方針

1

両市が互いを尊重し、自然と調和のとれた対岸景観の保全

両市の市民が手を結び、お互いの見え方を考慮して、景観誘導を検討し、雄大な琵琶湖と豊かな山並みが一体となって形成する対岸景観を守り育てます。また、「対岸眺望ポイント」や、それに続く対岸を眺められる場所の積極的な周知・啓発により、その素晴らしさを知ってもらい、対岸景観の魅力をより感じていただく事で、両市の景観保全や景観形成に対する意識の高揚を図っていきます。

方針

2

「対岸眺望ポイント」を活かした、魅力ある対岸景観の創造

両市の市民が手を結び、お互いの見え方を考慮して、景観誘導を検討し、雄大な琵琶湖と豊かな山並みが一体となって形成する対岸景観を守り育てます。また、「対岸眺望ポイント」や、それに続く対岸を眺められる場所の積極的な周知・啓発により、その素晴らしさを知ってもらい、対岸景観の魅力をより感じていただく事で、両市の景観保全や景観形成に対する意識の高揚を図っていきます。



1. 第2次大津市景観計画原案について

(7) 5章 景観法に基づくその他の個別方針等

1 広域景観連携における景観形成に関する方針

計画書P5章-1～5章-3

広域景観連携の意義、広域景観連携における景観形成の方針を記載するとともに、びわこ東海道景観基本計画に基づく取組が景観計画に反映されていることを記載した。



2 景観重要建造物の指定の方針

計画書P5章-4

景観重要建造物の指定方針と、その保全・活用の方針を記載した。

3 景観重要樹木の指定の方針

計画書P5章-5

景観重要樹木の指定方針と、その保全・活用の方針を記載した。

1. 第2次大津市景観計画原案について

(7) 5章 景観法に基づくその他の個別方針等

4 公共施設の景観整備に関する方針

計画書P5章-6～5章-13

4-1 公共施設の景観形成の方針

公共が行う事業は、景観形成の規範となる必要があり、また、公共により整備される空間や施設が景観形成に与える影響は非常に大きいいため、その整備について事業ごとに整備方針を定める。

- ①道路整備事業 ②公園・緑地整備事業 ③河川・水路整備事業
- ④橋梁整備事業 ⑤砂防・治山事業 ⑥公共建築物整備事業
- ⑦駅前広場整備事業 ⑧公共サイン整備事業

4-2 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の指定方針と、その整備に関する事項を記載した。

1. 第2次大津市景観計画原案について

(7) 5章 景観法に基づくその他の個別方針等

5 屋外広告物の景観形成に関する方針

計画書P5章-14

屋外広告物の景観形成について、基本的な考え方と方針を記載

屋外広告物の景観形成に関する方針

屋外広告物は、建築物や周辺景観に調和するよう、全体として良質な意匠となるよう配慮します。

屋外広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、見る人に不快感や過度な刺激を与えることのないよう、また、表示内容がわかりやすく伝わるようデザインに配慮します。

多くの人々が集まる観光施設や駅前周辺、商業集積地区、及びそれらに繋がる幹線道路沿いなどについては、特に周辺景観に配慮します。

屋外広告物の数、表示内容等は、必要最小限とし、テナント等の看板類はできる限り集約化するなど、建築物等と屋外広告物のバランスに配慮します。

屋外広告物の表示等を行った後も、適正に管理し、その美観を維持し、かつ、周囲への安全確保に努めます。

1. 第2次大津市景観計画原案について

(8) 6章 景観形成の推進方策

1 景観と景観づくり

計画書P6章-1

「景観」の定義についてイラストを用いて明示し、景観づくりを進めることにより、得られる効果を整理した。

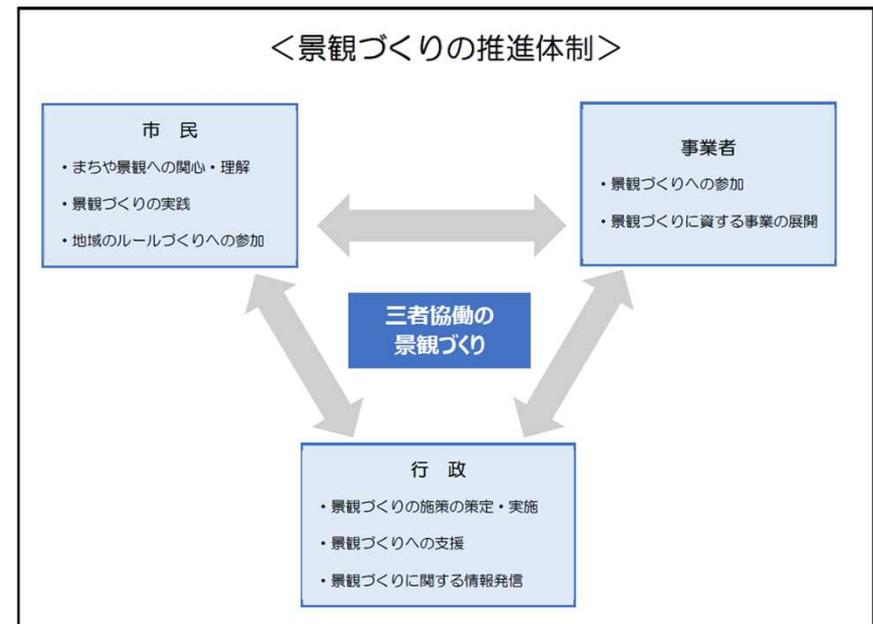
2 景観づくりの主体と役割

計画書P6章-2～6章-3

景観づくりは行政だけで実現を目指すのものではなく、市民、事業者、行政が連携・協力して取り組むことが重要であることを、図を用いて整理した。

(右図)

大津の美しく風格ある景観を継承するために重要となる、景観づくりにおける個々の役割を具体的に記載した。



1. 第2次大津市景観計画原案について

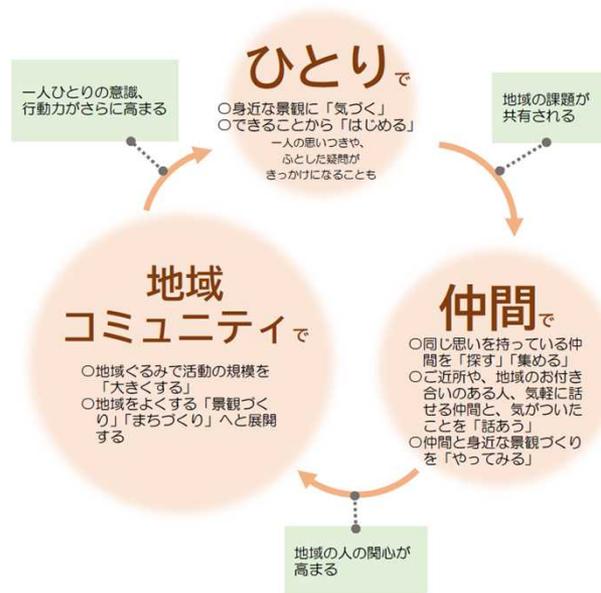
(8) 6章 景観形成の推進方策

3 市民・事業者による景観づくり

計画書P6章-4～6章-21

(1) 景観づくりのプロセス

一人ひとりの景観に対する意識が、まちづくり活動にとして展開し、景観づくりにつながることを図を用いて記載した。



(2) 景観づくりのアクション

それぞれの主体で取り組むことができる具体的なアクションをイラストを用いて記載した。

(2) 景観づくりのアクション

(1) の考え方に沿って取り組むことができる、具体的なアクションの事例を示します。

① 一人のできるアクション

景観は、自然や建物だけでなく、私たちの生活やさまざまな活動の結果が目に見える形になったものです。日々の暮らしを少し工夫するだけで、景観づくりにつながることもあります。

○景観を意識して生活する、見る目を育てる

アクション例)

- ・散歩や通勤をする時に、花や緑に目を向けて季節を感じる
- ・見晴らしのいい場所を通りかかるときに、琵琶湖や家並みに目を向ける
- ・景観に配慮したお店で買い物をする
- ・ゴミの出し方が雑多にならないように配慮する



1. 第2次大津市景観計画原案について

(8) 6章 景観形成の推進方策

4 行政が取り組む景観づくり

計画書P6章-22～6章-36

良好な景観は、景観法に基づく規制・誘導だけでなく、様々な関連制度・施策を組み合わせることで運用することにより保全されていることを明示した。

景観に関連する制度や施策に基づく規制・誘導、啓発活動や市民の景観づくりへの支援などについて、その取組方策と対象ごとに記載した。

景観に関連する法令に基づく規制・誘導については、本市の特徴ある景観を描いたイラストを用いて記載することで、市民・事業者に分かりやすい構成とした。
(右図)



【市域全域を対象として規制・誘導をおこなうもの】

良好な景観の形成・風致の維持

⑥ 屋外広告物禁止区域・許可地域 (屋外広告物法)

市民の生命・財産の保護、良好な自然環境等の保全

⑨ 太陽光発電設備の設置許可等 (大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例)

良好な景観形成の促進

⑩ 景観計画区域における規制・誘導 (景観法)

2. ワークショップの開催について

【目的】 景観重点地区の指定に向けて住民に周知をするとともに、重点地区における景観まちづくりについて具体的な取組に繋げていくことを目的として、講演会・市民ワークショップを開催する。

【対象地】 景観重点地区の指定を検討している3地区「堅田」・「坂本」・「大津百町」を対象とする。

【実施時期・時間】 令和6年1月（各地区1回、2時間程度を予定）

【対象】 地域住民の代表、地域活動団体等（各地区15名程度を想定）

【内容】 第1部：計画原案等説明（30分程度）

- ・第2次大津市景観計画（原案）の説明
- ・大津市歴史的風致維持向上計画に基づく歴史まちづくり事業等についての説明

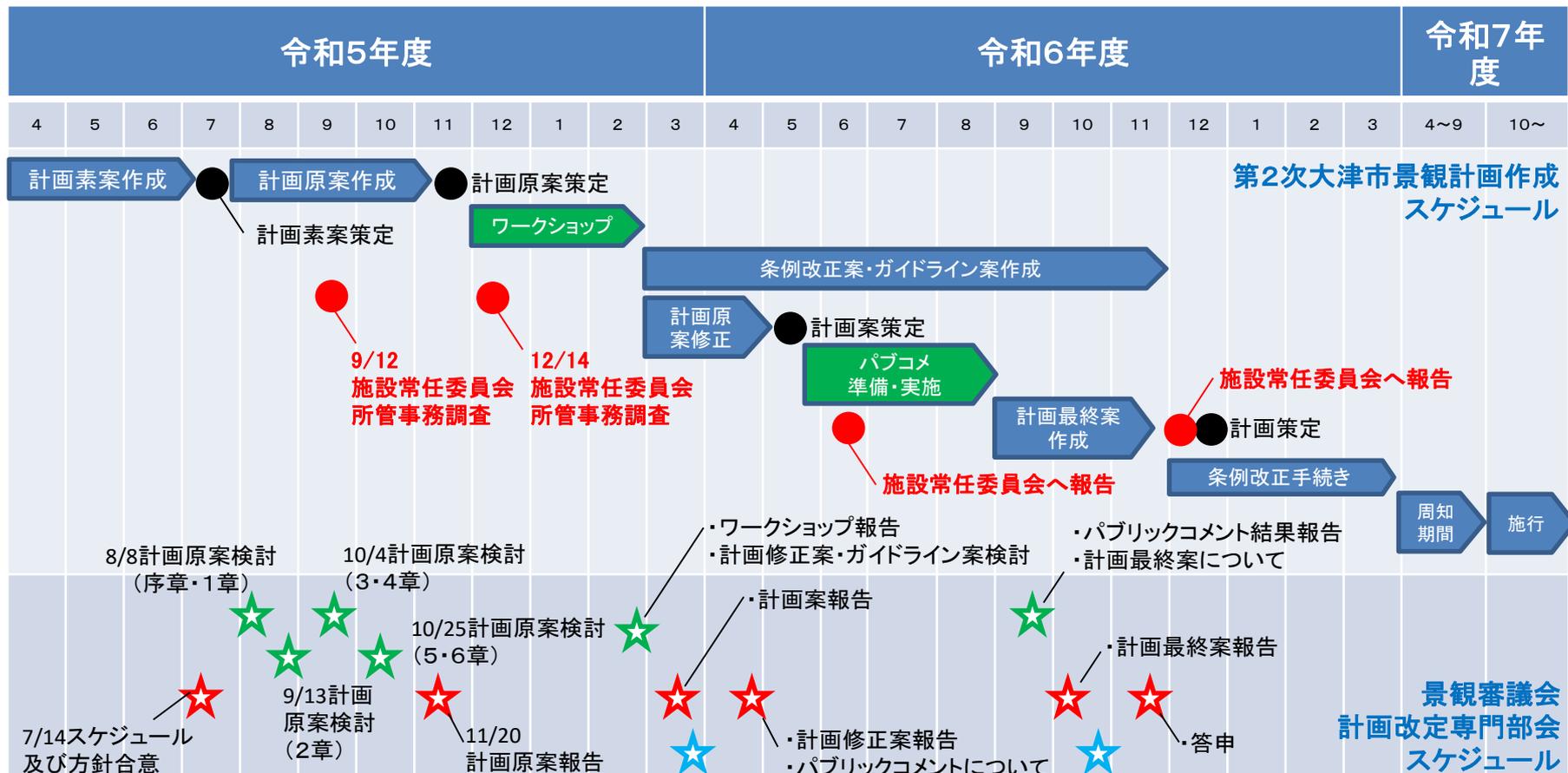
第2部：講演会（30分程度）

- ・成安造形大学未来社会デザイン共創機構助教 田口真太郎先生による景観づくりについての講演

第3部：ワークショップ形式での意見交換（40分程度）

- ・地域で進めるべき景観まちづくりの取組について

3. 今後のスケジュールについて



凡例: ★: 景観審議会 ☆: 景観計画改定専門部会 ☆: 都市計画審議会(報告)